

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則【環境局環境監視部環境監視課】

3

◇ 上下水道局

- 一般競争入札による市有財産の売払い【上下水道局総務経営部広域事業課】

4

◇北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、亜鉛含有量に係る暫定排水基準の適用期間を延長した上で、当該基準を強化することになりました。

この規則は、令和3年12月11日から施行することになりました。

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月9日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第49号

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年北九州市規則第24号）の一部を次のように改正する。

付則別表のカドミウム及びその化合物（単位 1リットルにつきミリグラム）の項及び1, 4-ジオキサン（単位 1リットルにつきミリグラム）の項を削り、同表の亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）の項中「5」を「4」に、「令和3年12月10日」を「令和6年12月10日」に改める。

付 則

この規則は、令和3年12月11日から施行する。

北九州市上下水道局公告第137号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月13日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 売り払う物件

- (1) 所在地 北九州市小倉南区守恒本町二丁目15番102外1筆
- (2) 地目 雑種地
- (3) 実測面積 236.24平方メートル
- (4) 最低売却価格 891万円

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局総務経営部広域事業課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和3年12月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局総務経営部広域事業課

(2) 期間

公告日から令和3年12月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

4 入札の参加申請書を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局総務経営部広域事業課

(2) 期間

令和3年12月15日から同月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
来庁日時については、あらかじめ北九州市上下水道局総務経営部広域事

業課に電話で連絡し調整すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和4年2月15日(火)午前10時

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第1入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払い参加資格確認後、参加を認められなかった者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

エ アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(4) 契約規程において準用する契約規則第2条に該当する者

7 入札保証金

(1) 5万円とする。

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市上下水道局に帰属する。

8 入札の無効

契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市上下水道局は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査のうえ、売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局総務経営部広域事業課

(2) 受付期間

令和4年3月1日から同月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

11 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局総務経営部広域事業課

電話 093-582-3141